

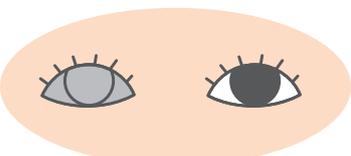
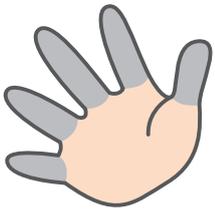
16 保険料の払い込み免除

保険料払込免除特約に加入の場合

約款に定める下表のいずれかの状態に該当した場合、保険料の払い込み免除の対象となります。記載のない特約もありますので、詳しくはお問い合わせください。

特約名称	保障内容
保険料払込免除特約2020	<ul style="list-style-type: none"> ● 10大疾病保険金の支払事由に該当した場合 (P19～21参照) ● 所定の要生活介護状態が180日継続、または、公的介護保険制度により要介護2～5の認定を受けた場合 (P23～24参照) ● 所定の身体障がい状態に該当した場合 (以下の例を参照) ● 所定の高度障がい状態に該当した場合 (P22参照) ● 身体障害者手帳 (1～3級) の交付を受けた場合、または、国民年金の障害基礎年金 (1～2級) の受給権を取得した場合 (精神障がいによるものは除く)
新総合保険料払込免除特約 (001)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定疾病・疾病障がい保険金の支払事由に該当した場合 (P19～21参照) ● 所定の要生活介護状態が180日継続、または、公的介護保険制度により要介護2～5の認定を受けた場合 (P23～24参照) ● 所定の身体障がい状態に該当した場合 (以下の例を参照) ● 所定の高度障がい状態に該当した場合 (P22参照) ● 身体障害者手帳 (1～3級) の交付を受けた場合、または、国民年金の障害基礎年金 (1～2級) の受給権を取得した場合 (精神障がいによるものは除く)
総合保険料払込免除特約 (001)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定疾病・疾病障がい保険金の支払事由に該当した場合 (P19～21参照) ● 所定の要生活介護状態が180日継続、または、公的介護保険制度により要介護2～5の認定を受けた場合 (P23～24参照) ● 所定の身体障がい状態に該当した場合 (以下の例を参照) ● 所定の高度障がい状態に該当した場合 (P22参照)

■ 所定の身体障がい状態 (例)

両耳の聴力の永久喪失	片眼の視力の永久喪失	片手の指5本の永久喪失または 両足の指10本の永久喪失
		
片腕の手首以上の永久喪失 または片腕の3大関節中の 2関節の機能の永久喪失	片脚の足首以上の永久喪失 または片脚の3大関節中の 2関節の機能の永久喪失	脊椎の著しい奇形または著しい 運動障がいを永久に残すもの
